

～～～「手数料返戻金制度」基本契約書 抜粋～～～

(甲)＝求人会社

(乙)＝ライジングキャリア開発(株)

第10条（紹介手数料の返還）

1. 乙は、採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に、本人都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約・労働契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。
 - (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約・労働契約が終了した場合：80%
 - (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約・労働契約が終了した場合：50%
2. 名目上もしくは形式上の理由にかかわらず、退社等が、実際には甲の採用決定者に対する処遇その他労働条件が採用決定時の雇用契約・労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合は乙が受領した紹介手数料の一切を甲に返還することを要せず、未払の紹介手数料がある場合は、甲は乙に対して当該未払分を全額支払わなければならない。
3. 乙は、本条第1項に基づき返還すべき手数料を、契約終了月の翌月末までに甲の指定する口座に振り込むものとする。